

## 原山小学校跡地活用協議会公募委員の選任基準

### (目的)

第1条 この基準は、原山小学校跡地活用協議会設置要綱(以下「設置要綱」という。)第3条第3項に定める公募による住民の委員(以下「公募委員」という。)の選任について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定数)

第2条 公募委員の定数は、20名以内とする。

### (選任方法)

第2条 原山台連合自治会の会長は、原山台の住民に対し設置要綱及び本選任基準を示し、公募委員の募集を行う。

2 公募委員の応募は書面をもって行い、会長は応募者の資格などの審査を行う。

3 公募委員の応募者数が定数を越えたときは、会長は応募者の年齢及び性別、住所などを考慮して選定するものとする。

### (選定結果)

第4条 会長は、応募者全員に選定結果を通知し、選定されなかった者にはその理由を説明する。

2 選定された公募委員から辞退の申し出があったときは、会長は補欠の応募者から補充するものとする。

### (事務)

第5条 公募委員の選任に関する事務は、連合自治会事務局において行う。

### (雑則)

第6条 この基準に定めのない事項については、会長が決定する。

### 附 則

この基準は、2022年11月20日から施行する。